

障発0401第5号
平成28年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

児童福祉法施行令一部を改正する政令（平成28年政令第187号）、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第82号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示（平成28年厚生労働省告示第185号）が別紙のとおり公布され、平成28年4月1日から施行することとされたところである。その主な内容及び施行期日について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 改正内容

- 負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童、通所給付決定保護者の児童であった者のうち当該通所給付決定保護者と生計を一にする者及び通所給付決定保護者又はその配偶者の直系卑属（当該通所給付決定保護者の児童及び当該通所給付決定保護者の児童であつた者を除く。）のうち当該通所給付決定保護者と生計を一にする者をいう。）が二人以上いる通所給付決定保護者について、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費に係る負担上限月額の見直しを行う。
- その他所要の改正を行う。

2 施行期日

平成28年4月1日

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の二の次に次の一条を加える。

- 第十八条の三の三 令第二十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、通所給付決定保護者と生計を一にする者であつて、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 当該通所給付決定保護者の児童であつた者
 - 二 当該通所給付決定保護者又はその配偶者の直系卑属（当該通所給付決定保護者の児童及び前号に掲げる者を除く。）

第十八条の四中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十二号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第八十七号）の施行に伴い、及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第四号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第二項第二号及び第二十一条の五の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同条第三号中「までの児童」の下に「若しくは特別保育（子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する特別保育をいう。若しくは家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）による保育を受ける児童」を、「次号」の下に「及び第五号」を加え、同条第四号中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の二第二号ホ」に改め、同条第五号と同一の五の五を乗じて得た額を加える。

四 負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千七百一円未満であるもの（次号に掲げる者を除く。） 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）である通所給付決定保護者 次（1）及び（2）に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする）

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く）小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。）に百分の十を乗じて得た額

ロ 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が一人のみである通所給付決定保護者 次（1）及び（2）に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする）

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

ハ 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が二人以上いる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする）

第二十五条の二第一号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改め、同条第三号をホとし、ハの次に次のように加える。
二 第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者 次（1）から（3）までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額

(1) 第二号のロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。
(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く）小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(iii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(3) 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者を除く）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

第二十五条の二第二号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号イ中「二」を「ホ」に改め、同号ロ中「及び二」を「からホまで」に改め、同号ハ中「通所給付決定に係る小学校就学前児童が」を「小学校就学前児童が」に改め、「二」の下に「及びホ」を加え、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者同一の世帯に属する者について基準該通所支援のあつた月の属する年度（基準該通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千七百一円未満であるもの（ホに掲げる者を除く。） 次の（1）から（3）までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ（1）から（3）までに定める額

(1) 第二号のロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。
(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く）小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。）に百分の十を乗じて得た額

- (1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限り、)に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く)小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。)に百分の五を乗じて得た額
- (2) 第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者 次(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く)に係るものに限り、)に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限り、)に百分の五を乗じて得た額
- (3) 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く)に係るものに限り、)に百分の十を乗じて得た額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- 第二十五条の六第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。
- 第二十八条中「法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。」を削り、「同項」を「法第六条の二の二第三項」に改める。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及び同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十七号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第二項第二号及び第二十一条の五の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同条第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改め、同条第三号中「までの児童」の下に「若しくは特別保育（子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する特別保育をいう。）若しくは家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）による保育を受ける児童」を、「次号」の下に「及び第五号」を加え、同条第四号中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の二第二号ホ」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 負担額算定基準者（通所給付決定保護者の児童（これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を含む。）をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千七百円未満であるもの（次号に掲げる者を除く。）の次号のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）である通所給付決定保護者 次(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五条の二において同じ。）である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く）小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

ロ 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が一人のみである通所給付決定保護者 次(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）
(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額
(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

ハ 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が二人以上いる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額（その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）
第二十五条の二第一号中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同条第二号中「第二十四条第五号」を「第二十四条第五号」に改め、同条第二号中「ハの次に次のように加える。」
二 第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者 次(1)から(3)までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる額を合算した額

(1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）
(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く）小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額
(ii) 第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者 次(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

(2) 第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者 次(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）
(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額
(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(3) 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額
(i) 第二十四条第四号イからニまで「を」を「イからホまで」に改め、同号イ中「二」を「ホ」に改め、同号ロ中「及び二」を「からホまで」に改め、同号ハ中「通所給付決定に係る小学校就学前児童」を「小学校就学前児童」に改め、「二」の下に「及びホ」を加え、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千七百円未満であるもの（ホに掲げる者を除く。）の次(1)から(3)までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

- (1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く)に百分の十を乗じて得た額
- (iii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者であるものを除く)に係るものに限る。)
- (2) 第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者 次(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者であるものを除く)に係るものに限る。)
- (ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額
- (iii) 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額
- (3) 第二十四条第四号ニに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。)
- 第二十五条の六第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。
- 第二十八条中「法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。」を削り、「同項」を「法第六条の二の第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及び同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎